

公益財団法人山梨県スポーツ協会スポーツ傷害見舞金規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、公益財団法人山梨県スポーツ協会（以下「本協会」という。）が、各種のスポーツ大会等に参加した選手（役員・指導員を含む。以下同じ）で負傷し又は死亡した者に対し見舞金の給付を行い、大会の円滑な運営に資するものとする。

(対 象)

第2条 次に掲げる事業に参加してその活動中に負傷し又は死亡した選手（死亡した者の遺族を含む。以下「負傷者等」という。）に見舞金を給付する。

- 一 本協会及び本協会に加盟する団体が主催する事業
- 二 山梨県及び山梨県教育委員会が主催し、又は選手を派遣する事業
- 三 山梨県競技力向上対策本部が行う競技力向上のための事業
- 四 県学校体育団体の上部団体が主催する事業
- 五 山梨県高等学校野球連盟並びに山梨県特殊教育諸学校体育連盟及びその上部団体が主催する事業
- 六 会長が特に必要と認める諸事業

2 前項の規定にかかわらず、次の掲げる場合については見舞金を給付しない。

- 一 自殺行為、犯罪行為又は闘争行為原因とする場合
- 二 地震、噴火、戦争その他の変乱を原因とする場合
- 三 放射性物質又は細菌性物質等を原因とする場合

(給 付)

第3条 次の表の中欄に掲げる区分に応じ同表下欄に掲げる見舞金を給付する。

1	治療に 要する 期間	40日以上60日未満	10,000
		60日以上90日未満	20,000
		90日以上6か月未満	30,000
		6か月以上1年未満	50,000
		1年以上2年未満	70,000
		2年以上	100,000
2	後 遺	14級	350,000
		13級	500,000
		12級	650,000
		11級	800,000
		10級	950,000
		9級	1,100,000

	障 害	8級	1,250,000
		7級	1,400,000
		6級	1,500,000
		5級	1,600,000
		4級	1,700,000
		3級	1,800,000
		2級	1,900,000
		1級	2,000,000
3	死亡		2,000,000

2 前項の規定は重複して適用しない。

(報 告)

第4条 第2条に掲げる事業において、前条に規定する負傷者等が発生した場合、負傷者等の所属する団体の代表者（以下「代表者」という）は、医師の診断書を添えた報告書を、速やかに会長に提出するものとする。

(申 請)

第5条 負傷者は、治療が終了又は後遺障害が確定した場合、速やかに代表者を經由して、医師の診断書を添えた申請書を提出しなければならない。

(審 査)

第6条 前条の申請書の提出があった場合は、速やかに内容を審査して、見舞金の額を決定し負傷者等に給付するものとする。

2 前項の審査及び額の決定は総務委員会が行う。この場合において、スポーツ医科学委員会委員の意見を行くことができる。

3 総務委員会を開催することができない場合、第3条第1項第1号及び第2号の負傷等に限り専務理事が専決することができる。この場合において、専務理事は速やかにこれを総務委員会に報告しなければならない。

(経費)

第7条 経費は、スポーツ傷害見舞金積立資産の運用から生ずる収益をもって充てる。

(事務処理)

第8条 この規定に基づき処理すべき事務は、事務局が処理する。

附 則 この規程は、平成3年9月1日から施行し、従前のスポーツ傷害見舞金規程は廃止する。

附 則 この規程は、公益財団法人山梨県体育協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

附 則 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成31年4月1日から施行する。